

## 憲法

君塚正臣（横浜国立大学教授）

現在、カラオケルームは日本国内で 12 万室以上に上り、利用人口は 4000 万人を超える。このほか、いわゆるカラオケスナック等も少なくない。しかし、カラオケ店やカラオケスナックなどが、無断で営業し、著作権料を支払っていないという問題もしばしば発生している。一般社団法人日本音楽著作権協会では、例えば、客席面積が 33.0 m<sup>2</sup>（10 坪）までで月額 3500 円の使用料が必要で、契約店にはステッカーを貼っている。しかし、ある日突然に開店、閉店を繰り返すこういった店舗の把握は難しい面もあり、また、カラオケ騒音を問題視する意見も寄せられ、業界団体からも意向が示された。

そこで、20××年に、国は法律を制定し、カラオケ営業については許可制とし、新規開業にあたっては既存店舗と一定の距離を設ける必要があることとした。

新たに、住宅地裏の繁華街でカラオケスナックを出店した Y は、この法律に違反したとして起訴されたが、この法律は憲法違反であると考え、無罪判決を勝ち取り、営業を再開したいと思っている。Y の訴訟代理人は、どのような憲法上の主張を行うべきか。その主張内容を書きなさい。また、検察側の反論を予想しつつ、どのような結論が妥当か、あなたの意見を述べなさい。

【参考資料】カラオケ営業の規制に関する法律（抄）

第 3 条 カラオケを伴う営業を行う場合、市町村長に届出をしなければならない。この際、市町村長は、カラオケを伴う営業を行う店が半径 20m 以内にあるときには、届出を受理してはならない。

第 4 条 カラオケ営業を行うには、ドア等を閉めた状態で当該施設の外に 60dB 以上の音が漏れないことが必要である。また、著作権料を支払う契約がなされていることの証明が必要である。

第 6 条 以上の規定に違反した者は、1 年以下の懲役もしくは 100 万円以下の罰金に処す。

## 行政法

野口貴公美（中央大学教授）

A Z電力事業者は、原子炉発電施設の建設・運転を計画し、原子力規制委員会（Y）から原子炉設置許可処分を受けた。これに対し、原子炉施設の近隣に住むXらは、原子炉の設置・稼働により、生命・身体等を損傷される等の重大な被害を受けると主張し、訴訟により、これらの状況の改善を求めていこうと考えた。そこでXらは、Zを被告として、原子炉施設の建設・運転の差止めを求める訴え（民事訴訟）の提起を検討している。

B Z電力事業者は、原子炉発電施設の建設・運転を計画し、原子力規制委員会（Y）から原子炉設置許可処分を受けた。これに対し、原子炉施設の近隣に住むXらは、原子炉の設置・稼働により、生命・身体等を損傷される等の重大な被害を受けると主張し、訴訟により、これらの状況の改善を求めていこうと考えた。そこでXらは、（Yの所属する）国を被告として、原子炉施設の設置許可処分の無効確認の訴え（行政訴訟）の提起を検討している（設置許可処分の取消訴訟の出訴期間は経過していたものとする）。

1 AにおいてXらが検討している訴えと比較しながら、BにおいてXらが検討している訴えではどのような点が本案審理の対象になると考えられるかについて考察しなさい。

2 BにおいてXらが検討している訴えとの関係で、AにおいてXらが検討している訴えはどのように位置づけられるか。行政事件訴訟法（行訴法）36条を念頭において考察しなさい。

## 民法

小山泰史（上智大学教授）

平成 20 年 4 月 1 日、A 銀行は B 社に対して会社の運転資金 4000 万円の融資を行った（弁済期は平成 23 年 3 月末日）。その際、A の要請により、X 信用保証協会は、B 社の A に対する債務につき信用保証を行った（平成 20 年 4 月 7 日）。また、B 社の代表取締役 C は、X が保証債務を履行した後 B 社に対して取得する求償権につき、その債務を担保するため、極度額 4000 万円の根連帯保証契約を X との間で締結した（平成 20 年 4 月 5 日）。

B 社はその融資金の弁済期が到来した後、利息分の弁済をしていたものの、元金部分については何ら弁済をしないまま経過した。その後平成 23 年 9 月 1 日、A 銀行は X 信用保証協会に対して信用保証債務の履行を請求し、X はこれに応じて B 社の A 銀行に対する残債務相当額につき保証債務を履行した。X は、その後、自己が弁済した保証債務相当額につき、B 社に対して求償権を取得したとして、C に対して根連帯保証債務の履行を請求した（平成 23 年 10 月 1 日）。

C とその妻 Y は、B 社を実質的に共同経営してきたが、B 社の経営が傾くにつれ不和を生じていた。平成 22 年 9 月、C が他の女性と不倫関係にあったことを Y が知って以降、Y と C は別居するようになった。結局、最終的に離婚することに同意した C は、平成 23 年 11 月末、Y に対する財産分与として、C が B 社の取引先である Z らに対して個人的に貸していた（既発生の）貸金債権 2000 万円分を慰謝料の支払に代えて譲渡し、Z らに確定日付ある通知を送付した。もっとも、当初相当とされた慰謝料額は 1000 万円程度とされていたが、離婚時に 2000 万円まで増額されたという経緯がある。また、C が所有していた別荘の土地建物（3000 万円相当額）も合わせて財産分与として Y に譲渡された。しかし、C には財産分与の対象となった債権と別荘以外にはめぼしい財産はほとんどなかった。また、C および Y は、B 社の経営状況につき知悉しており、かつ、この財産分与たる債権譲渡と不動産の移転によって、C の財産が著しく減少することについての認識があった。

X は、C に対して根連帯保証債務の履行を求めてもいっこうに埒があかないことに不信感を抱いていたが、C が Y と離婚して財産分与をしたことを知るに至り、C の Y に対する債権譲渡と別荘の譲渡が、C の一般債権者を害する詐害行為に当たるとして、Y を被告としてその財産分与の取消しと、別荘の土地建物に関する所有権移転登記の抹消、および、譲渡債権相当額の金額の支払を求めた。X のこれらの主張は認められるか。なお、この提訴時には、Y はまだ譲渡を受けた債権の弁済を受けていないものとする。

# 法学教室 403 号 演習・問題文

商法

高田晴仁（慶應義塾大学教授）

「会社」とは何か。

## 民事訴訟法

酒井 一（名古屋大学教授）

X と Y は、幼馴染みであるが、ともに昨年の 3 月に大学を卒業するまで福岡に住んでいた。X は、現在、大手商社に就職し、東京で暮らしている。Y は、大学卒業後すぐに留学のため渡米し、ニューヨークにある大学の寮で生活している。

今年の正月に、2 人が卒業した中学の同窓会が福岡のホテルで開かれた。さすがに Y は出席できなかったが、X は、久しぶりに旧交を温めることができた。ところが、その席で、X は、同級生の A にスマートフォンにはいつている写真を見せられ、愕然とした。それは、X が高校の修学旅行で Y らとともにふざけて撮った写真で、誰にも見られたくない恥ずかしいものであった。また、同級生の B には、X の大学時代の成績やサークルでの失敗などでからかわれた。A が X の変な写真を持っているはずもなく、B が大学での出来事を知っているはずもなく、驚いていた。そのほかにも、X は、他の参加者からも揶揄されたり、心当たりのないことで批判めいたことを仄めかされたりした。X にとって、つまらないどころか、ショックな同窓会となってしまった。

後日、X は、Y とともに昔から仲の良かった C から話を聞いたところ、同窓会で示された写真や情報は、悪ふざけをした Y がアメリカから LINE や Facebook など SNS に掲載したものだっらしい。X が自身で確認したところ、その内容は、虚実相半ばであり、X を侮辱するもので、悪戯の域を超えており、たとえ幼馴染みであったとしても許されるものではない。

X は、Y の行為が名誉毀損にあたるとして、Y を被告として、慰謝料 300 万円の支払いを求める訴えを東京地方裁判所に提起した。ところが、その後よく調べてみたところ、会社の同僚の Z が SNS 上で Y になりすまして、X を誹謗中傷していたことが判明した。受訴裁判所は、この事件をどのように処理することになるかを検討しなさい。

## 刑法

照沼亮介（上智大学教授）

X, Y は A を X 宅に強いて連れ去るため、午前 2 時頃、路上でそれぞれ A の顔面を手拳で殴打し、所携の麻縄で手足を縛りつけ、X 所有の普通乗用車後部のトランク内に押し込み、トランクカバーを閉じて A を脱出不能にした。その後、X が運転席に座り、Y を助手席に乗せて車両を発進させた。

X は午前 2 時 15 分頃に一般道路を走行中、大型ワンボックスカーを運転する B の運転態度に立腹し、執拗に幅寄せを繰り返すなどして停止を求め、市街地の路上で停止し、自車の後方約 3m ほどの場所に B 車を停止させた。停車した道路は幅員が約 7.5m の片側一車線ではぼ直線の道路であり、制限速度は時速 40km であった。付近には営業中のコンビニの灯りや街灯等もあったため、深夜でも周囲の見通しは良かった。他方、B は一時停止であることを示すため、道路左側に車体を寄せて停車し、左方向に方向指示器を点滅させておいた。X, Y は降車して B 車まで歩いて行き、「謝れ」などと怒鳴ったことから、B が運転席ドアを開けたところ、X は運転席脇のステップに上がり、エンジンキーに手を伸ばしたり B の顔面を手拳で殴打するなどしたため、B はキーを取り上げられることを恐れ、これをキーボックスから引き抜いてズボンのポケット内に入れた。その後、X, Y は B を路上に引き摺り下ろして、左側歩道上を南方向に B 車から 5m ほど離れた地点まで引っ張って行き、殴る蹴るの暴行を加え、B に全治 3 週間程度の傷害を負わせたが、B も X を手拳で殴打したりするなどの反撃を加えた。

こうして X, Y と B が殴り合いになっていた午前 2 時 20 分頃、後方から C の運転する軽自動車が行き過ぎてきた。C は助手席に同乗していた D 女と会話しながら高速走行に興じており、時速約 70km にまで速度を上げ、かつ前方不注意のため至近距離に至るまで B 車の存在に気付かず、慌ててこれを回避しようとして右にハンドルを切ったが、右側歩道上の電信柱に衝突しそうになったため、今度は左にハンドルを切ったところ、B 車の前方に停止していた X 車を回避しきれずに、右後方から追突した。これによって X 車の後部トランクは大きくへこみ、A は重傷を負って、間もなく死亡した。C 車は前部バンパーが大きく破損するなどの損傷を負ったがなお走行が可能であったため、C は事故の発覚を恐れて猛スピードで逃走した。X, Y はこれに驚いて B に対する暴行を中断し X 車の方向を見たところ、後部トランクが大きくへこみ、潰れているのが見えたため、A が間違いなく死亡したと確信し、警察への発覚を恐れてただちに現場から走り去った。

その後 B は携帯電話で 110 番通報したのち、午前 2 時 40 分頃、自車を発進させようとしたが、エンジンキーをポケットに入れたままであることを失念しており、X に奪われたと勘違いして付近を探したものの、結局ポケットに入っていたことを思い出し、自車に戻

## 法学教室 403 号 演習・問題文

ってエンジンを始動し、後方をミラーで確認の上、右方向に方向指示器を点滅させた。しかし X 車が前方の路上を塞いでおり、その右側を通過することは困難であったため、警察の到着を待とうと思い、ドアを開けて降車し、X 車の方向に向かって歩き始めたところ、後方を進行してきた E の運転する軽自動車と B 車の後部に衝突し、E は重傷を負った。E は当初時速 30km で走行していたが、前方の B 車が発進しようになっていたのに突然 B が降車したのを見て驚き、慌ててブレーキを踏もうとしたところ、アクセルとブレーキを間違えて、時速約 40km に加速した状態で追突したことが認められる。

X, Y の罪責について論じなさい（特別法違反の点は除く）。

## 刑事訴訟法

池田公博（神戸大学教授）

(1) 被告人 X は強盗致傷の事実で起訴され、事件は公判前整理手続に付された。同手続において検察官 Q は「犯行動機，犯行に至る経緯等」を立証趣旨として、公訴の提起前に警察官 P に対して X がした供述を録取した調書 1 通の取調べを請求した。これに対して X の弁護人 D は、X の供述調書につき不同意としてその任意性を争う旨を主張し、この主張に関連する証拠として、「X の供述調書が作成された際の、X の供述にかかる P の取調べメモ」の証拠開示を求めた。P が X の供述状況を記載したメモは確かに存在し、X の供述調書を作成する際に記憶喚起のために用いられていた。そして当該メモが記載されたノートは、P が私的に購入し、自宅で保管していたが、本件事件に関連して Q から問い合わせがあったことから、P の勤務する警察署の、P が使用する机の引き出しに移されていた。

(2) また、Q は、「犯行状況」を立証趣旨として、犯行を目撃した旨を Q に申告してきた W の証人尋問を請求したのに対し、D は、W の予定証言の信用性を争う旨の主張をし、この主張に関連する証拠として、「W が目撃状況を申告してきた際の、W の供述にかかる Q の取調べメモ」の証拠開示を求めた。Q が W の供述状況を記載したメモは確かに存在し、Q の勤務する検察庁の、Q が使用する机の引き出しで保管されていた。このメモは、Q が取調べを行う際に、備忘のため、供述内容や供述時の状況を書き留めていたものである。

Q は、D による(1)および(2)のそれぞれの請求に対して、請求にかかる取調べメモは、本件証拠中に存在せず、また取調べメモは私的に作成されており、証拠開示の対象となる証拠に該当しないと主張し、開示を拒否した。そこで D は、刑訴法 316 条の 26 第 1 項に基づき、裁判所に対し、上記 2 件の開示請求にかかる証拠の開示命令を請求した。

裁判所は、開示命令の適否を検討するに当たり、検察官が開示拒否の理由として挙げる点をどのように考慮すべきか。